

すゝか

No.133
2011夏

神戸新聞健康保険組合



第41回「みなとこうべ海上花火大会」

神戸新聞「写真部」提供

目次

保険料率・保健事業一部改定について……………	2～3面
22年度収支決算報告……………	4～5面
ジェネリック医薬品利用促進について……………	6面
健保組合からのお知らせ……………	7面
私の健康法……………	8面

平成23年7月末現在

事業者数	22社
被保険者数	1,877人
被扶養者数	1,953人

保険料率77/1000に改定

平成24年4月(3月分)から

7月14日に開催された「平成22年度決算組合会」において、平成24年4月より保険料率及び健保事業の一部改定案が承認されました。

健保組合はここ数年、収支決算で大幅な赤字を計上しており、将来的な財政の健全化を図るため、組合会の理事、議員からなる「保険料率改定検討委員会」を

平成22年4月に設立。検討委員会は、別表の改定案を組合会に答申し、全員一致で承認されました。

項目	改定(平成24年4月度)より	改定前
保険料率 保険料の按分率	77/1000 事業主 47/1000 被保険者 30/1000	67/1000 事業主 42/1000 被保険者 25/1000
定期健康診断 事業主負担額	被保険者1人あたり 4,000円 被保険者以外1人あたり 6,000円	被保険者1人あたり 2,000円 被保険者以外1人あたり 4,000円
人間ドック検診 自己負担額	本人 5,000円 家族 6,000円	本人 2,000円 家族 3,000円
宿泊補助	廃止	社員、家族(被扶養者)とも1人年間3泊(会計年度内)を限度に1泊2,000円(一部3,000円)の補助を行なう
体育奨励補助	廃止	契約施設の利用者に補助(実費半額)を行なう。神戸地区以外(東京対象)でグループでの健康増進事業に1人につき1,000円の補助を行なう

「等級モデル別保険料月額対比」

単位 円

標準報酬		被保険者の保険料月額対比		
等級	月額	77/1000	67/1000	差額
13	160,000	4,800	4,000	800
18	220,000	6,600	5,500	1,100
22	300,000	9,000	7,500	1,500
25	360,000	10,800	9,000	1,800
28	440,000	13,200	11,000	2,200
30	500,000	15,000	12,500	2,500
32	560,000	16,800	14,000	2,800

保険料率と按分について

保険料率の改定幅(+1%)の按分率を事業主・被保険者で五分五分とする。被保険者の保険料の変化は別表のようになります。30等級が平均標準報酬月額です。標準報酬月額の等級は1~47に分けられるが、比

較の対象者が多い等級をモデルとして挙げています。保険料は月々の給料の総額(時間外、家族手当、通勤手当を含む)を基に定める「標準報酬月額」に保険料率(24年3月分からは3%)をかけた金額で、賞与も同じ料率をかけた額です。また、事業主も同額の負担増となります。

健保事業の見直しについて

☆定期健康診断（春・秋季） 2回）事業主負担

現在、定期健康診断に被保険者1人2000円（被保険者以外1人4000円）を事業主に負担して頂いていますが、平成24年の春季健康診断より、被保険者1人4000円、被保険者以外は1人6000円の事業主負担となります。

☆人間ドック検診自己負担

増
ドック検診の負担増については、検討委員会で活発な意見が交換されました。

健保組合として当初、被保険者1人あたり8000円の自己負担額を提案しましたが、各委員から反対意見が続出。疾病予防としての「人間ドック検診」は大変な保健事業であり、大幅な負担増は被保険者に誤ったメッセージ（受診抑制）

を与えかねない、急激な負担増は避けるべし、などの意見を受けこの負担額に決まりました。

ドック検診で注意してほしいのは、平成24年3月31日までに検診された場合は現在の負担額ですが、平成24年4月1日以降の検診は改定額となります。

☆宿泊補助・体育奨励補助の廃止

両補助については健康促進、疾病予防の観点から、その効果は薄いと判断し廃止と決まりました。

宿泊補助については、平成24年3月31日の宿泊までが補助の対象であり、24年4月1日以降の宿泊は対象外となります。旅行が平成24年3月31日～平成24年4月2日の場合は31日のみが補助の対象となります。

また、会計処理上、宿泊補助の支払いは4月30日をもって終了いたします。つきましては、宿泊補助の申請は平成24年4月20日を最

終日いたします。

☆その他経費削減について

年2～3回発行しているPR機関紙「すこやか」の制作費を削減（頁数、カラー面縮小）。

また、事務所費についても、旅費交通費、厚生費、人件費を見直し経費の抑制を行う。

一方、医療費の削減の一端として、ジェネリック（後発医薬品）の使用促進を実施するとともに、新しい健康促進事業（活動）についても検討したいと考えています。

答申を終えて…

保険料率について

健保組合は当初、保険料率を0・5%アップで乗り切れるのではないかと、考えていましたが、非常に甘い認識でした。保険料収入を試算する場合、基礎数値となる標準報酬月額と被保険者数の減少幅（過去3年

間平均は前年比98%）の予測が難しく、最終的には母

体企業については、中長期計画（第29次）による総人件

費と人員計画を基に算出。グループ企業は前年比97・5%で算出しました。それを基に、第3回検討委員会で健保組合として保険料率の1%アップを要望しまし

た。第3、4回の検討委員会でのこのアップ幅で議論するも糸口がほぐれず、健保組合として、母体企業に判断を委ねる旨を委員長（朝

日常務理事）に要請しました。第5回検討委員会で朝日常務理事は「母体として、まだ正式に役員会で承認されていないが、1%引き上げる方向で考えざるを得ない。平成24年に引き上げても平成26年度以降をどうするかも検討しておく必要がある。健保として経費削減対策を考えてもらいたい」と報告があり、保険料率を77/1000（1%アップ）に改定する方向性を示しま

した。

保険料率の按分率

昨年5月に近畿厚生局の監査が入りました。監査結果は6月17日に通知があり、保険料負担割合について改善の指導を受けました。

保険料負担割合について「被保険者の保険料負担割合が低いことから、適正な負担割合とするよう努められたい」との指導でした。

今回の料率改定幅の按分率を五分五分としたのは、以上のような理由によるものです。

健保事業の見直し

健保事業の見直しは大変悩ましい問題でした。保険料で負担をお願いし、さらに保健事業において負担を強いることになるからです。しかし、健保財政の状況から現行の事業を続けることは無理と判断しました。被保険者、事業主に多くの負担をお願いすることになります。ご理解いただきありがとうございます。

平成22年度決算

赤字額増大

平成22年度決算案を審議する理事会、組合会が7月14日開催され、原案どおり承認されました。収支内容は別表のようになります。

決算の概要

22年度の経常収入は8億10146千円、経常支出

収入

保険料収入は前期比で35618千円の減収。その

支出

他収入と合わせ、経常収入は前期比48383千円の減収です。被保険者数と平均報酬月額減少が主因ですが、平成23年度もこの傾向は避けられません。

◇保険給付費は前期比で3920千円の減額となりました。別表のようにここ数年連続で急増してまいりました。平成20年3月末で診療所を閉鎖したことが主因でしたが、4年振りに減額となりました。

◇納付金は前期比で14864千円の増額となりました。納付金は①前期高齢者納付金②後期高齢者支援金③退職者給付拠出金からなり、今期納付金が増額になったのは、平成22年7月度より後期高齢者支援金の分担方式が変わったことによりです。

後期高齢者（75歳以上）

平成22年度収支決算

単位 千円

項目	平成22年	前年度比	%
被保険者数	1,921人	-34人	98.3
平均標準報酬月額	495,196	-8,510	91.2
(収入)			
保険料収入	792,196	-35,618	95.7
その他収入	17,950	-12,765	58.4
経常収入	810,146	-48,383	94.3
(支出)			
保険給付費	485,700	-3,920	99.2
納付金	372,724	14,864	104.2
事務費	52,543	2,331	104.4
保健事業費	50,396	-2,019	96.1
その他支出	5,800	291	105.3
経常支出	967,163	11,547	101.2
経常収支	-157,017	59,930	161.7
財政調整交付金	21,926	-8,569	71.9
収支決算	-135,091	68,499	202.7

保険給付費の推移

単位 千円

対象者	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
給付費	405,212	474,448	489,620	485,700
前年比	45,520	69,236	15,172	-3,920
率	112.7%	117.1%	103.2%	99.2%

の医療費は50%を公費、10%を被保険者、40%を被用者保険が負担。被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）の負担方法は、被保険者の加入者割で算出されていましたが、平成22年7月度より、後期高齢者支援金の1/3に総報酬割（2/3は加入者割）が導入されたことにより分担金が増えています。

保険料収入と義務的経費の推移

単位 千円

項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
保険料収入	883,632	862,627	827,814	792,196
保険給付費・納付金	771,117	865,760	847,480	858,424
保険料に占める%	87.3%	100.3%	102.4%	108.4%

◇保険料収入と義務的経費の推移

平成19年度の収支決算で8年ぶりに赤字（10000千円の赤字）に転落、それ以降3期連続の赤字を計上し、年ごとに赤字額は増大しています。保険料収入と義務的経費（保険給付費＋納付金）は別表のように

推移しています。

平成20年度から保険料収入で義務的経費を賄いきれず、年を経るごとに悪化しています。平成22年度の保険料収入は19年度と比較すると91436千円（89.7%）減額となり、義務的経費は同年比で87307千円（111.3%）の増額、3年前と比べ収支で1億78743千円悪化したこととなります。

冒頭報告しましたように、平成24年4月度から保険料率改定（1%アップ）と保健事業の見直しを行います。これにより、平成22年度の經常収支に比べ87000千円が改善されると推定しています。しかし、24年度の単年度収支決算では、90000千円前後の赤字になると試算しています。平成23年度の収支予算書では、当健保組合の実質保険料率は84・31/1000と算出されています。24年度に保険料率が77/100

0に改定されても、依然0.7%強のギャップが残ることになります。保険料率改定検討委員会が「平成26年度にも再度保険料率の改定が必要」との認識をしたのは、このような状況から判断してのものです。健保組合として、そこに向かうまでの間、経費抑制により努めていきます。

春の健康診断の結果

春の健康診断の結果は別表のようになりました。各事業所別に結果は通知されていますが、全体の報告は久方ぶりです。対象者数は健保未加入者を含み1999名に対し、受診者は1768名、

76.8名、有所見率は52.4%でした。有所見者

「23年春・事業所別」健診結果報告

事業所別	受診者数	受診率	有所見率
神戸新聞社	909	88.5	52.2
輸送センター	73	97.3	74
神戸新聞事業社	85	100	54.1
文化センター	36	94.7	41.7
出版センター	19	100	31.6
健保組合	4	100	75
ラジオ関西	52	98.1	50
サンテレビ	140	77.8	56.4
中四国D S	13	100	69.2
販売開発センター	0	0	0
サン神戸映画社	14	87.5	42.9
総合印刷	135	90	40
神戸新聞アド	18	100	66.7
神戸新聞興産	23	100	56.5
総合折込	38	100	60.5
文化財団	6	100	33.3
厚生事業団	2	40	100
エルマガジン社	80	95.2	31.3
プレスセンター	16	94.1	62.5
地域創造	22	95.7	54.5
神戸新聞会館	5	83.3	60
D Sクオリティ	50	86.2	64
任意継続	28	46.7	71.4
合計	1,768	88.4	52.4

（労働基準局）は、定期健康

診断の有所見者について、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%と初めて5割を超えたと報告しています。当健保の有所見者率もほぼ似たような数値となっています。因みに、事業所22社で有所見率30%台は、エルマガジン社・出版センター・文化財団の3社。40%台は総合印刷、文化センター、サン神戸映画社の3社でした。秋の健康診断では受診率をアップ、有所見率はダウンさせるように頑張ってください。

◇介護保険

介護保険の収入支出決算は、収入は76951千円に対し、支出は74551千円で、収支差引額2400千円は全額繰り越すことが承認されました。当健保の22年度の介護保険第2号被保険者本人（40歳以上65歳未満）の年間平均人数は965人でした。

「ジェネリック医薬品」利用促進へ

健保組合の財政を圧迫している要因の一つに、保険給付費の急増があります。

単位 千円

* 調剤費の推移

項目	対象者	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
調剤費	被保険者	25,904	31,928	36,419	35,491
〃	被扶養者	29,979	36,045	38,040	39,331
	合計	55,883	67,973	74,459	74,822
調剤／法定給付費		14.1%	14.7%	15.6%	15.7%

治療費を抑制する手段はありませんが、調剤費については、その余地はあると考えます。

つまり「ジェネリック医薬品」を選択することです。ジェネリック医薬品とは、20～25年とされる新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとで、新薬と同じ有効成分をもつ薬として製造販売された「後発医薬品」のことです。新薬と同様に医療機関で処方される薬で、薬局の店頭で販売されている市販薬とは区別されます。当健保の調剤費の推移を表したのが別表です。

被保険者の調剤費が平成20年度に大幅に増えたのは、診療所の閉鎖（平成20年3月末）による影響であり理解できます。しかし、被扶

養者のそれは診療所とは無関係でありながら、調剤費はジワジワ増えています。平成19年度の被扶養者数は2117人、22年度は1968人で149人（-7・0%）の減少となっていますが、調剤費は増加（+33・9%）しています。

法定給付費に占める調剤費の割合は19年の14・1%から22年には15・7%（+1・6%）となっています。因みに調剤費の動向を「社会保険診療報酬支払基金」のデータで見ると別表のようになっています。

被用者保険全体の調剤費は、総診療費に対し18・8%と、当健保より高い数字となっています。この表から調剤費が激増しているのが分かります。被用者保険全てで、調剤費の伸びは診療費を上回り、船員保険では診療費が前年比で減額となりながら、調剤費が増える特殊な傾向を示しています。

す。これらから、調剤費は今後も増えると思われ、ジェネリック医薬品の薬価は新薬の2～7割と定められています。薬価が低い

れば、被保険者にとり、また健保組合にとっても負担は軽くなります。

では、具体的にはどのような薬がジェネリックに向いているかといえば、脂質異常症、高血圧症、糖尿病といった生活習慣病や慢性疾患の治療薬は、継続的な薬の服用が必要となる場合が多く、一回分の価格差がわずかでも、累積すれば薬代の節約につながります。また、これらの病状にはすでにジェネリック医薬品が広く利用されています。

しかし、ジェネリック医薬品が使用できない場合もあります。処方箋にある「ジェネリック医薬品への変更不可」の欄に医師が署名していれば、ジェネリックは利用できません。

いずれにしましても、健保組合の財政状況を考えれば、ジェネリック医薬品の促進に積極的に取り組むべきだと考えています。

平成23年4月度「被用者保険調剤費・診療費」支払基金兵庫支部 単位 千円

被用者保険別	4月調剤費	前年比	4月総診療費	前年比	調剤／診療
健保組合	2,157,940	111.6%	11,290,148	104.1%	19.1%
協会けんぽ	2,676,803	107.9%	14,662,780	103.3%	18.3%
船員保険	9,554	108.5%	58,886	81.5%	16.2%
共済組合	637,292	112.2%	3,174,463	106.0%	20.1%
医療保険計	5,481,589	109.8%	29,217,578	103.9%	18.8%

健保組合からのお知らせ

第三者行為 について

交通事故等の第三者行為によりケガをした時の治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤途上災害（労災保険）によるものでなければ、健康保険を使い治療を受けることができますが、健康保険組合に「第三者行為による傷病届」をすみやかに提出する必要があります。健保組合は「第三者行為による傷病届」を受理することにより、医療機関での治療費等を一時的に立て替え、後日、加害者に対し治療に要した費用を請求することになります。その場合、健保組合に提出する必要資料は

- ◇ 第三者行為による傷病届
- ◇ 負傷原因報告書
- ◇ 事故発生状況報告書
- ◇ 念書・誓約書（加害者）
- ◇ 加害自動車保険加入状況届
- ◇ 自動車事故証明書（原本）
- ◇ 第三者行為の具体例とは
- ◇ 第三者（加害者）と接触や衝突などの交通事故で受けたケガ
- ◇ 同乗していた車の事故によるケガ（運転者が家族でも例外はありません）
- ◇ 第三者の暴力行為によるケガ
- ◇ 第三者のペット等に噛まれたことによるケガ
- ◇ などがあります。第三者行為によるケガかどうか判断が難しい場合、健保組合

に相談下さい。

なお、示談には十分注意をお願いします。示談をしてみましょうと、その内容によっては第三者行為による病气やケガについて健康保険の給付が受けられなくなる可能性があります。事前に健保組合にご相談ください。保組合に届け出なく示談された場合、内容によっては、示談後の治療費は全額被害者自身の負担となることとなりますので、ご注意ください。

健康フェアの お知らせ

9月28日（水）に本社会議室で健康フェアを開催します。新しく「身体ゆがみチェック」測定を実施。この測定で筋肉が硬くなりやすい箇所や、脂肪のつきやすい箇所が分かります。基礎代謝アップの参考に、ぜひフェアにご参加ください。

秋の定期健診 日程お知らせ

- ◇ 西神製作センター 10月11日（火）～14日（金）（西神製作センター）
- ◇ サンテレビ社 10月20日（木）～21日（金）（サンテレビ本社）
- ◇ 神戸ハーバー本社 10月24日（月）～28日（金）（本社17階）
- ◇ 上記以外の地方、支社、総局

10月中の健診で日程調整をお願いします。



職員が変わりました

あつという間の10年でした。宿泊補助・スポーツ利用券・医療費通知等々で沢山の人達と出会いました。この素晴らしい環境と温かい職場の皆様と働けたことに感謝しています。



松田 まさ子

編集局から異動になり約2カ月。これまでとは正反對の時間厳守で繊細なデスク業務に慣れつつあります。レセプトのチェックや皆さんにも身近な医療費通知の作成を担当します。よろしくお願いします。



貝原 加奈

私と健康

『人には人の健康法』

(株)京阪神エルマガジン社

廣實 留理社長



これまで病院、薬いらず、健康や体力には自信を持っていたのに3、4年前の健康診断で中性脂肪やコレステロール値に黄色信号が点り「なにかしなくちゃ」とあせりました。書店に行けば健康法についての書籍は何十冊と並んでいますが、自分に合った方法でない



頭の中はスタバのラテ&ドーナツ

長続きしないのは過去の数々の挫折から悟っています。私の場合、あまりハードなものはいや、意志が弱いから同行者がいるといい、できれば副産物(?)もほしい。で、始めたのがウォーキングでした。普段より朝早く起き、海沿いの公園まで遊歩道を2.6km〜3km、前後のストレッチも入れて約1時間汗を流して帰って来ます。始めたのが12月だったので、歩き出す6時半頃はまだまだ薄暗く、風も冷たくて何度もくじけそうになりましたが同行者がいたおかげで牽制し合い、励まし合ってやっと3年弱、真冬の寒さも真夏の暑さも乗り越え、だいたい週3日のペース

で続けています。また社が肥後橋に移ってきてから近くの鞆公園で会社の仲間とテニスを始めま



この1時間後には決まって「かんばーい！」

健康のためとわかってはいても食事やお酒の節制はなかなかできないし、ジムやプールで黙々とやるのも続きそうもなく、こうして自然の中で動き回るのが私には合っていたよ

健康のためとわかってはいても食事やお酒の節制はなかなかできないし、ジムやプールで黙々とやるのも続きそうもなく、こうして自然の中で動き回るのが私には合っていたよ。うで、おかげで長続きしています。もともとは健康のために始めたウォーキングでしたが、水平線から昇ってくる朝日(感動!!)が見られたり、海の色やまわりの景色も刻々と変わり、葉を枯らしていた木々がいつのまにか小さい芽や実や蕾をつけ始めているのを見つけ、自然の姿に元気づけられたり、これは思ってもいなかった楽しい副産物でした。

歩いたあとと休日で時間に余裕があるときは決まってそのままスタバへ直行。テニスもナイター練習1時間、アフター飲み会2時間がお決まりコース。果たしてそれで効果はどうなの?とやられそうですが、これはこれで心の健康法なのよ!

私は旅行するのが大好きで、できるだけ長く、できれば〇潤だのグル〇サミンのお世話にならず「屋久島の山道」も、「ドゥーモの階段」も、「マチュピチュの遺跡」もスタコラサッサと昇って行きたいので、これからも続けます、ちよつとグダグダな私の健康法!